

寝屋川ギフト事業参加事業者募集要項 Q & A

番号	質問	回答
1	申請方法はどのような方法がいいですか	参加を希望する事業者は、募集要項をご確認の上、郵送、持参のいずれかの方法で産業振興センターに必要書類を提出してください。
2	5,000円、10,000円の商品（物品・サービス商品）は税別・税込のどちらですか	5,000円、10,000円の商品（物品・サービス商品）ともに税込です。
3	商品（物品）を準備する際に、梱包は必要ですか	商品（物品）の梱包は必要ですので、参加事業者において必ず、発送ができる状態に梱包してください
4	梱包にかかる費用は、参加事業者負担ですか	5,000円・10,000円の商品代に、発送する際の箱や緩衝材等の梱包代も含めていただいて構いません。
5	商品（物品・サービス商品）の送料はどうなりますか	各店舗への集荷（ピックアップ）及び当選者への発送については、事務局が負担します。 商品代に含めないでください。
6	商品（サービス商品）を申請しようと考えています。チケットは参加事業者による作成が必要ですか	サービス商品は、参加事業者の申請内容に基づき、5,000円相当のチケットは、500円×10枚とし、10,000円相当のチケットは500円×20枚として事務局が作成し、発送します。
7	サービス商品のチケット発行後、店舗でのサービスの提供が困難となった場合はどうなるのですか	商品代金の受領後においても、事業者の責においてその商品の提供及び使用ができない場合は、その代金を返還する必要があります。
8	申請すれば、必ず採用されるのですか	申請された後、市において、庁内商品審査委員会を開催し、申請内容について、総合的に検討した上で、市の承認後、その後の手続きについて事務局からご案内します。参加事業者又は登録商品の内容が適当でないと認められるときのみ、不承認通知書にて申請者に通知します。
9	申請時に記入した商品（物品・サービス商品）の発注は保障されていますか	参加事業者数や当選者の希望ジャンル、属性情報を考慮して商品を選定するため、記載いただいた上限数の購入を確約するものではありません。申請書に記載いただいた商品数を事前に用意し、令和4年1月下旬の発注数が下回ったとしても補償しかねますのでご注意ください。
10	商品（物品・サービス商品）の発注後の商品代金の支払いはいつ頃ですか	サービス商品の場合は2月中旬支払い、物品商品は3月中旬支払いの予定です。

番号	質問	回答
11	支払い時期について、サービス商品と物品で違いがあるのはなぜですか	サービス商品については、事業者の利用券について、事務局で用意し、当選者への発送を2月上旬に完了することから、支払いを2月中旬としております。 また、物品については、事業者の商品について、準備期間も含め、当選者への発送を2月下旬に完了することから、支払いを3月中旬としております。 いずれも、発送の準備や送付完了までの間に、発送不可等の調整等があることを踏まえ、全ての送付完了をもって、支払い金額を確定するため、確定後の支払いとします。
12	商品（物品・サービス商品）の発注時期はいつですか	令和4年1月下旬を予定しています。
13	申請予定の商品（物品・サービス商品）について、性別や対象年齢が限定されるものですが、申請できますか	申請書に提供する商品（物品・サービス）のジャンル及び希望対象性別、希望対象世代を選択してください。提出いただいたジャンルを基に、当選者の希望ジャンルや属性情報を考慮して商品を選定することから、各種商品に応じて発注数が異なる場合があります。特に世代、性別など当選者の利用が限定される商品については発注数が極めて少なくなる可能性が高くなりますのでご注意ください。
14	寝屋川ギフト事業参加事業者募集要項はどこにありますか	産業振興センターに配架しています。市ホームページからもダウンロードが可能です。
15	商品（物品・サービス商品）は店舗で取り扱っていない商品も申請可能ですか	原則、店舗で取り扱いのある商品（物品・サービス商品）となります。ご不明な場合は、市に問合せください。
16	申請方法が分かりません。また、商品（物品・サービス商品）について、事前に相談したいのですが、参加事業者のための説明会や相談会はありますか	説明会を開催します。また、相談会については、市経営支援アドバイザーによる相談会を開催します。 詳細については、市ホームページをご確認ください。
17	申請する商品（物品）は、中古商品でも申請可能ですか	提供する商品は、新品であることが条件です。
18	寝屋川市内で2店舗経営していますが、同一オーナーであれば1店舗しか申請できないですか？	店舗所在地が異なるなど、別店舗であることがわかれば、2店舗それぞれで申請いただいて構いません。
19	店舗所在地は同じですが、完全別業種の会社を営んでいます。この場合はそれぞれで商品申請してもよいですか？	店舗所在地が同じでも、異なる会社であることがわかる資料（法人登記簿や各種許可証など）から確認がとれれば、それぞれで申請いただいて構いません。

番号	質問	回答
20	募集要項に「物品商品は金額に応じた1つの商品（組み合わせ商品含む）を選定…」とありますが、例えばあるメーカーのドライバーを1つ選定し、申請する予定だが色違いの商品も提供可能数に計上してよいか？	物品商品については1つの商品を選定の上、申請いただき、庁内商品審査委員会で審査を行います。審査を経て承認された商品と異なる商品を贈ることはできませんが、色違いなど同一商品であれば、商品の提供可能数に計上いただいても構いません。
21	物品商品もサービス商品もどちらも取り扱っているがサービス商品を提供してよいか？	原則は物品商品での提供をお願いしております。しかしながら現地でしかサービスを提供できない店舗もあることから、物品商品とサービス商品を設定させていただいておりますので、その点ご理解ください。
22	サービス商品とはどういうものですか？	現地でしかサービスを提供できないもの。（例：飲食店、理美容室、クリーニング店など） ただし、物品で発送後14日以上のお味（消費）期限が保証できないものもサービス商品とします。（例：パン屋、豆腐屋など）
23	物品商品の縦横高さの合計が100cmを超えてしまいますがギフト事業には参加できますか？（例：自転車、花など）	発送するものにもよりますが、サイズ制限にひっかかる場合についても相談させていただきますので、物品商品での申請としてください。
24	出張を伴うサービス商品（清掃など）はギフト事業に参加できますか？	出張サービスにおいてもサービス商品として登録が可能です。割引ではなく、金額相当で完結できる商品を検討の上、市へ申請書等を提出してください。
25	商品は、ぴったり5,000円、10,000円にならないといけませんか？	メーカー小売価格など市場価格から妥当と判断できるもので5,000円以上、10,000円以上の商品で申請してください。（物品商品については、箱・緩衝材等の梱包代梱包費用を含む）
26	発送商品に割引券等を同封しても良いか？	割引券やPRチラシなどを発送する商品に同封する広告物がある場合は、事務局に事前に提出し、指示に従ってください。
27	店舗や商品の画像はどこに送れば良いですか？	パソコンやスマートフォンから下記アドレスへ写真を添付して送付ください。なお、件名欄に「店舗名、商品名」は必ず記載してください。 sangyo@city.neyagawa.osaka.jp

番号	質問	回答
28	店舗や商品の画像を現像した写真で提出してもよいか？	ホームページに掲載する関係から現像した写真では処理できないため、画像データ提出のみとさせていただきますのでご了承ください。
29	自社で提供できる商品がなかったため、近くの飲食店で使えるチケットを当社の商品として申請してもよいか？	自社の取扱商品のみが当該事業の対象となります。
30	物品商品の配送時、ピックアップしてもらう場所は寝屋川市外でもよいか？	ピックアップさせていただく場所は店舗所在地となるため、市内以外は想定しておりません。
31	鍼灸院ですが、当該事業に参加できるのでしょうか。	鍼灸院については、厚生労働省が定める医療広告ガイドラインを遵守する必要があることから、当該事業への参加ができないことになっております。 医療広告ガイドラインを遵守しなければならない病院、診療所、施術所などには歯科医院、整骨院、鍼灸院なども該当するとされています。